

第 6641 号	 リーダアスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダアスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 16日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 法人税等の中間申告期限の個別延長

Q : 法人税や消費税の中間申告が新型コロナの影響で提出期限までに申告できない場合は、提出期限の延長が認められますか？

A : 認められます。

【解説】

法人税や消費税の中間申告には、前期の確定した税額から中間申告に係る税額を計算する「通常の中間申告」と中間期間を一つの事業年度とみなして税額を計算する「仮決算による中間申告」があります。

新型コロナの影響で、これらの中間申告書を提出することが困難な場合は、提出期限の延長が認められています。

たとえば、新型コロナの影響で当期の業績が悪化しているような場合は、通常の中間申告に代えて仮決算による中間申告を検討することになると思われますが、この際に、外出自粛要請など、通常の業務体制が維持できないことにより、たとえば、

- ① 通常の中間申告に係る税額と仮決算による中間申告に係る税額を比較検討するために時間を要する
- ② 仮決算による中間申告に係る申告書の作成に時間を要するなど、

中間申告書を提出期限までに提出することが困難になるという場合が考えられますが、このような場合でも、提出期限の延長が認められることとなっています。なお、上記のような事情がなく中間申告書の提出がなかった場合は、その提出期限において通常の中間申告書の提出があったものとみなされます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

